

令和5年第5回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年5月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第5回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年5月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和5年第5回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 2番 小森 貴夫
- 4番 辻川 清太郎
- 5番 島村 平治
- 7番 苗村 善明
- 8番 辻 清子
- 9番 東郷 恵子
- 10番 石塚 健一
- 11番 森 恒仁
- 12番 有馬 和夫
- 13番 安田 健一
- 14番 市木 和雄
- 15番 飯田 百合子
- 16番 白井 嘉嗣
- 17番 前田 美幸枝
- 18番 杉江 保彦
- 19番 岩井 正男
- 20番 吉川 久和
- 21番 青木 徹
- 22番 藤岡 いづみ
- 23番 田中 靖志
- 25番 井狩 憲一
- 26番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 1番 清水 稔 3番 坂口 茂 6番 北脇 広美 24番 小森 正人

会議に参加したる職員

- | | | |
|-------|------|--------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 西野 智 |
| | 主任 | 保智 翔太 |
| | 主任 | 松本 真紀子 |
| 農林水産課 | 主任 | 中川 大貴 |
| | 主事 | 亀井 茜里 |

議 長 開会挨拶

議 長 みなさま、おはようございます。

総会に入ります前に、本日は事務連絡を行いますので、総会議事が短時間で執り行われますよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

ただいまの出席委員は、22名でございます。

欠席は、1番 清水委員、3番 坂口委員、6番 北脇委員、24番 小森委員の4名でございます。

26名中、22名の出席をいただいておりますので、本総会は成立いたしました。只今から、令和5年第5回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第19番 岩井委員、第20番 吉川委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第13号から議第18号を上程します。

議第13号 農地法第3条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第13号 農地法第3条第1項の規定による申請について説明を申し上げます。
案件は1件です。

議案書2ページをご覧ください。また、申請場所は議案書11ページの位置図となります。

五条●●番、登記地目、現況地目共に畑、合計78㎡について、譲渡人●●氏から譲受人●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権を移転されるものです。申請地につきましては、近隣農地への影響がないよう、防草シートが被せられ数年に渡り休耕農地となっております。●●氏は世帯員も含めて、今後も農業に従事する者がおらず、継続的な管理が必要となる状況を解消したいと考えておられましたので、隣接地に居住する、●●氏へ購入を打診したところ、●●氏がこれに応じられ今回の申請に至っております。

●●氏につきましては、本格的に農業に従事されたことはありませんが、現在は自宅敷地内において、家庭菜園をされております。

今回、購入の打診があり、農地利用が可能かと検討されましたが、自宅に隣接すること、面積が広大でないことから、耕作が可能であると判断されました。

申請にあたり営農計画書を提出されておりますが、主に自家消費用の野菜の作付けを計画されています。

以上のことから、申請地の規模であれば●●氏の耕作が可能であると判断し、休耕状態の解消が、農地の適切な利用に繋がると考えましたので、申請を受け付けております。

別添資料をご覧ください。

譲受人の●●氏に関する農地法第3条調査の結果は記載のとおりで、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。

2番 小森委員お願いします。

委 員 ●●さんは、子供世帯と同居されていることから、畑の耕作を次世代に引き継ぐことも可能であり、農地を取得されることに問題はないと考えます。

よろしく、ご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

23番 田中委員。

委 員 内容については異論ありませんが、議案書にある受人の世帯の経営面積は0アールであるが、別添資料にある全部効率要件の欄には田が2,549㎡と記載されている。この記載は正しいのか。

事務局 議案書にある受人の世帯の経営面積は0アールにつきましては、現在、耕作している面積となるため0アールとなっており、別添資料にある田 2,549㎡は●●氏が所有する農地であり、現在他の耕作者に貸す形で、利用権設定をされています。

よって、記載は適当であると考えています。

なお、自己が所有する農地を利用権設定等で他の耕作者が耕作をしている場合は、全部効率利用要件の対象となる農地から外れます。

今回の場合におきましても、利用権設定がされていますので、自らが耕作を行っていない状況であっても問題はありません。

議 長 他にご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第13号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第13号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第13号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第14号 農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題と
します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第14号 農地法第4条第1項の規定による申請について説明を申し上げます。
案件は1件です。

議案書の3ページをお願いします。また、申請場所は、議案書12ページの位置図
となります。

小篠原 ●●番及び、●●番、登記地目 田、現況地目 公衆用道路、面積合計
20㎡について、申請人 ●●氏から公衆用道路にするために転用申請があったも
のです。

申請地につきましては、常照寺創建以来、参道の一部として利用されてきました
が、常照寺改修工事に伴う参道整備のなかで、境界確定を行ったところ、農地法
許可申請が未了であることが判明しました。

今回、現在の利用状況に是正するために、顛末案件として、転用申請があったもの
ですが、申請地は市街地区域内にある農地であり、参道としての利用が長期間に及
ぶことから、顛末案件での転用もやむなしと考えることから、申請を受け付けてお
ります。

転用にあたっては、既にコンクリート舗装で造成されており、現状のまま利用する
ため、新たな整備工事は発生しません。

また、隣接する農地につきましては、参道が農地よりも高く造成され、農地との
境界が明確であることから、参道利用者が農地へ進入することはなく、日常的な
車両の通行がないことから、土砂、油等の流入の恐れもないものと考えます。

以上のことから、農地法における農地転用の許可が見込まれると考えております。
別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第4条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区
域内にある農地であることから第3種農地であります。その他の項目についても
記載のとおりです。なお、申請にあたり農地を参道として使用していたことについ

ての顛末書が提出されております。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
11番 森委員をお願いします。

委 員 11番 森です。
ただいま事務局からの説明があったとおりでして、以前から通路して利用をされていましたが、転用許可が行われていなかったことで、今回顛末案件として転用申請されました。
皆様のご審議、よろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第14号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第14号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第14号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第15号 農地法第5条第1項の規定による申請についてを議題と
します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第15号 農地法第5条第1項の規定による申請について説明を申し上げます。案件は2件です。
議案書の4ページをご覧ください。申請場所の位置図は議案書13ページをお願いします。

1件目です。
三上 ●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積132㎡について、譲渡人 ●●氏から、譲受人 ●●氏へ、住宅敷地にするために売買により転用申請があったものです。
申請地につきましては、昭和45年に新築された●●氏の住宅の敷地として利用されています。
現在に至るまで、●●氏へ●●氏が申請地を貸す形で、貸借契約をされておりましたが、今般、●●氏へ売却することで同意されました。

売却の手続きを進めるにあたり、登記を確認したところ、登記地目が畑のままになっており、農地法許可申請が未了であることが判明しました。

本来、住宅建築時に農地転用の手続きを行う必要がありますが、その手続きを失念されていたこととなります。

今回、現在の利用状況に是正するために、顛末案件として、転用申請があったものですが、申請地は市街地区域内にある農地であり、住宅が建築されているため、原状回復も見込めず、顛末案件での転用もやむなしと考えております。

転用にあたっては、既に住宅敷地として利用されており、今後も現状のまま利用するため、新たな造成工事は発生しません。

また、隣接地に耕作に供されている農地はなく、周辺農地への影響もありません。

以上のことから、農地法における農地転用の許可が見込まれると考えております。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域内にある農地であることから第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。なお、申請にあたり、顛末書が提出されております。

2件目です。

吉川 ●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積102㎡について、

譲渡人 ●●氏から、譲受人 ●●氏へ、住宅を建築するために使用貸借により転用申請があったものです。

位置図は議案書14ページをご覧ください。

譲渡人の●●氏と、譲受人の●●氏は親子関係にあり、今般、●●氏が実家の近くで住宅建築を検討されていたところ、●●氏の所有する農地が適地であると考えられ、今回の申請に至っております。

申請地につきましては、市街地区域内にある農地であることから第3種農地であると判断しますが、第3種農地は原則、農地転用が可能であるとされているため、転用申請を受け付けております。

転用にあたり、申請地は建築の計画地盤高さに合わせて整正され、敷地内の雨水排水の対応については、敷地内の南側にU型側溝と会所柵が設置され、その柵から市道側の既存水路へ排水する計画となっております。

また、隣接する農地への影響については、敷地内で建築ブロックを設置し、仕切ることによって土砂や油等の流出がないよう計画とされており、また、開発要件協議につきましても関係機関からの要件に適切に対応されていることから、農地法における農地転用の許可が見込まれると考えております。

別添資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域内にある農地であることから第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
1 件目について、1 4 番 市木委員お願いします。

委 員 1 4 番 市木です。
譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんとの間で、売買の話がまとまり、所有権の移転を行おうとした所、転用されていないことが判明しましたので、今回顛末書を添付し、農地転用申請をされました。
皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。
2 件目について、2 0 番 吉川委員お願いします。

委 員 2 0 番 吉川です。
事務局からの説明のあったとおりですが、5 月 8 日に事務局、会長と現地確認を行いました。
別居中の長男が、母屋の敷地内ある畑に家を建てられるということで、問題なしと判断しました。
皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第 1 5 号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第 1 5 号について賛成の方の挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第 1 5 号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第 1 6 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議第16号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」ご説明いたします。

議案書の5ページ、内容は別紙となりますのでご覧ください。

本指針は農業委員会等に関する法律第7条に基づき、平成29年11月10日に野洲市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針として定められており、その後、令和2年10月12日に指針の見直しが行われ、現在に至っております。

今般、令和5年4月1日施行の改正農業委員会法第7条の内容を反映させるべく、指針を作成し、議案として提出したものです。

別紙、野洲市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。

指針の意見照会につきましては、先だって委員、滋賀県農業会議に対して実施させていただいており、併せて、5月8日に会長、副会長、各部会長にご参集いただき、指針の最終調整を行っております。

今回提出した指針は意見照会、最終調整の内容を反映させたものとなっております。主な内容といたしましては、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進に関する目標を設定し、その推進方法、評価方法を示す内容となっております。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑がございませんか。

なお、本議案については事前に各委員への意見照会を行っており、先日、農地、農政等の部会の代表者の方と協議した後に提案させていただいております。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第16号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第16号について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第16号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第17号 令和5年度最適化活動の目標の設定等についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議第17号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について」をご説明いたします。

議案書の6ページ、内容は別紙となりますのでご覧ください。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、同法第37条の規定により、農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならないとされています。

本市におきましても、昨年度から最適化活動の目標の設定等として、その内容について公表を行ってまいりました。

目標については、毎年度、設定することが必要であるため、令和5年度最適化活動の目標の設定等を作成し、議案として提出したものです。

別紙、「令和5年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

目標の意見照会につきましては、先だって委員、滋賀県農業会議へ対して実施させていただいており、併せて、5月8日に会長、副会長、各部会長にご参集いただき、目標の最終調整を行っております。

今回提出した目標は意見照会、最終調整の内容を反映させたものとなっております。主な内容といたしましては、先ほどの指針と同様に、遊休農地の解消、担い手への農地利用集積、新規参入の促進に関する目標を設定することに加えて、委員の活動日数の目標を示す内容となっております。

なお、今年度の委員の活動日数の目標は、昨年度と同様、8日で設定させていただいております。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑がございませんか。

なお、本議案につきましても事前に全委員への意見照会と、農地、農政等の部会の代表者の方と協議した後に提案させていただいております。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第17号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第17号について賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員でございます。

よって議第17号は、議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第18号農地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方はご退席を。貸借関係の方につきましては、意見及び挙手されないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議題18号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。
議案書7ページをご覧ください。
当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。
内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。
利用権が設定されたのは、合計24件 56筆 100,318㎡です。
所有権が移転されたのは、合計2件 8筆 17,431㎡です。
なお、所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林 農林水産課の亀井です。
水産課 農用地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。
案件は2件です。
1件目です。
所有権移転を受ける者は、栗東市●●●●氏です。
所有権を移転する者は、近江八幡市●●●●氏です。
所有権を移転する土地は、
野洲市野田●●番 現況地目 畑 面積 187㎡。
野田●●番 現況地目 畑 面積 379㎡。
野田●●番 現況地目 田 面積 3,013㎡。
野田●●番 現況地目 田 面積 3,559㎡。
野田●●番 現況地目 田 面積 1,435㎡。
野田●●番 現況地目 田 面積 2,625㎡。
野田●●番 現況地目 田 面積 5,857㎡。
所有権を移転する日は令和5年5月29日です。売買金額は7筆合計、●●円です。
所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

2件目です。
所有権移転を受ける者は、野洲市●●●●です。
所有権を移転する者は、湖南市●●●●氏です。
所有権を移転する土地は、安治●●番 現況地目 畑 面積 376㎡。
所有権を移転する日は 令和5年5月29日です。
売買金額は1筆合計、●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

以上2点、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑がございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。
これより議第18号の採決に入ります。
お諮りいたします。議第18号について賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)
挙手全員でございます。
よって議第18号は、議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は終了いたします。
続きまして、日程第4、報告案件に入ります。

報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第10号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてご説明いたします。
議案書の8ページをご覧ください。位置図は議案書15ページとなります。
案件は1件です。
野洲 ●●番、●●番、●●番、登記地目 畑、現況地目 宅地、合計面積627㎡。
届出人 ●●氏から 住宅敷地として転用するため届出があったものです。
申請地につきましては、既に住宅が建築されていることから、顛末案件として受理しており、届出は顛末書が提出されております。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてを報告します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第11号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてご説明いたします。
議案書の9ページをご覧ください。
案件は5件でございます。

1件目です。

野洲 ●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積532㎡。
譲渡人 ●●氏、●●氏 から 譲受人 ●●氏へ分譲宅地として転用するため届出があったものです。
位置図は議案書16ページになります。

次に2件目です。

野洲 ●●番、登記地目、現況地目共に田、面積1,569㎡。
譲渡人 ●●氏 から 譲受人 ●●氏へ分譲宅地として転用するため届出があったものです。
位置図は議案書17ページになります。

次に3件目です。

野洲 ●●番、登記地目、現況地目共に畑、面積1,978㎡。
譲渡人 ●●氏 から 譲受人 ●●氏へ分譲宅地として転用するため届出があったものです。
位置図は議案書18ページになります。

次に4件目です。

野洲 ●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積324㎡。
譲渡人 ●●氏 から 譲受人 ●●氏へ分譲宅地として転用するため届出があったものです。
位置図は議案書19ページになります。

次に5件目です。

富波 ●●番、登記地目、現況地目共に田、面積838㎡。
譲渡人 ●●氏 から 譲受人 ●●氏へ資材置場、自己・来客用露天駐車場として転用するため届出があったものです。
位置図は議案書20ページになります。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報告第12号 農用地利用配分計画についてを報告します。
それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第12号 農用地利用配分計画についてご説明いたします。
議案書10ページをご覧ください。
内容は、先だって議案書と共に郵送いたしました利用配分計画の明細書をご覧ください。
権利を設定されるのは、合計16件 180筆 379,799㎡です。
事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質問がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。
令和5年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 11分